

第2回会合資料③

-文化財指定の要件・課題等について-

<u>1. 文化財指定の要件・手続き</u>	
1-1 文化財指定の要件	2
1-2 文化財指定等の手続き(国)	3
1-3 文化財指定等の手続き(沖縄県)	4
<u>2. 第32軍司令部壕を文化財指定する際の課題</u>	
2-1 文化財指定と壕内公開(安全対策)の両義性	5
2-2 文化財指定と調査の必要性	5
<u>3. まとめ</u>	
3-1 文化財指定で生じる効果及び制限	6
3-2 文化財の視点からみた「第32軍司令部壕の保存・公開」について	6

令和3年3月29日

第32軍司令部壕保存・公開検討委員会

1. 文化財指定の要件・手続き

1-1. 文化財指定の要件

- 文化財保護法第109条は、記念物のうち重要なものを史跡等に指定することができる」と規定している。
- 一般的に、遺跡を文化財に指定する場合、対象となる物件が歴史上又は学術上の価値が高く、多数ある遺跡の中でも特に重要であることを示さなければならない。
- そのためには、以下の2つの要件を満たすことが必要である。

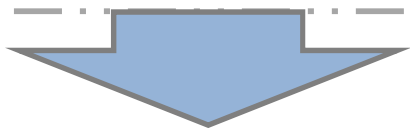
① 遺跡の保存状態が良好であること

遺跡の残存状況が非常に悪い場合や、遺跡の主体となる部分が失われている場合は、その遺跡を正當に評価することが困難である。

② 遺跡が歴史的または学術的に評価されていること

文献調査や発掘調査等により、遺跡の時期や性格等を確認することで、遺跡を正當に評価することが可能となる。一方で、発掘調査は有効な手法であるが、同時に遺跡を破壊することにもつながるため、**発掘の範囲は最小限にとどめる必要があり、広範囲を掘りつくすことは避けなければならない。**

重要!



文化財の適切な保存・
公開・活用の事例として、
首里城跡がある。



基壇 (きだん)

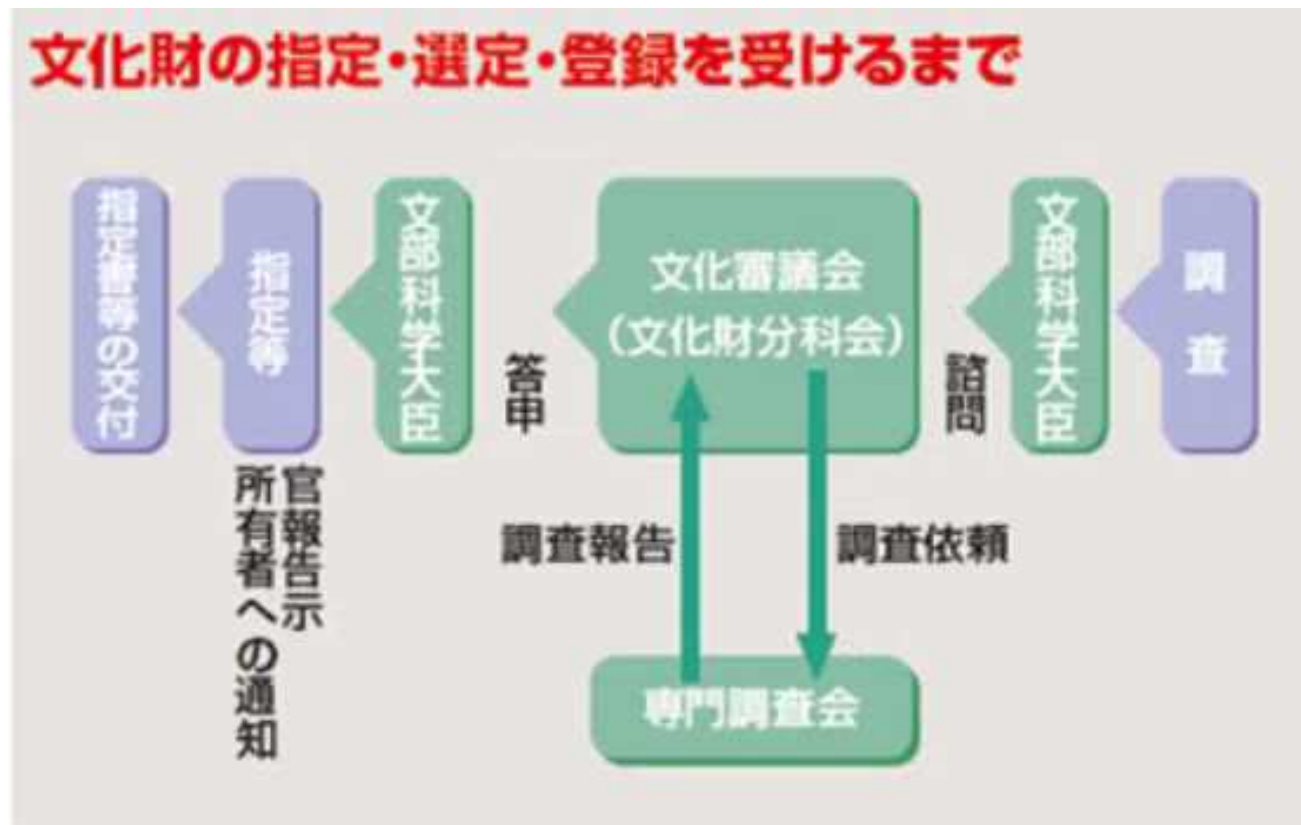
※ 発掘の範囲を最小限にとどめ、
一部を公開している。



1. 文化財指定の要件・手続き

1-2. 文化財指定等の手続き(国)

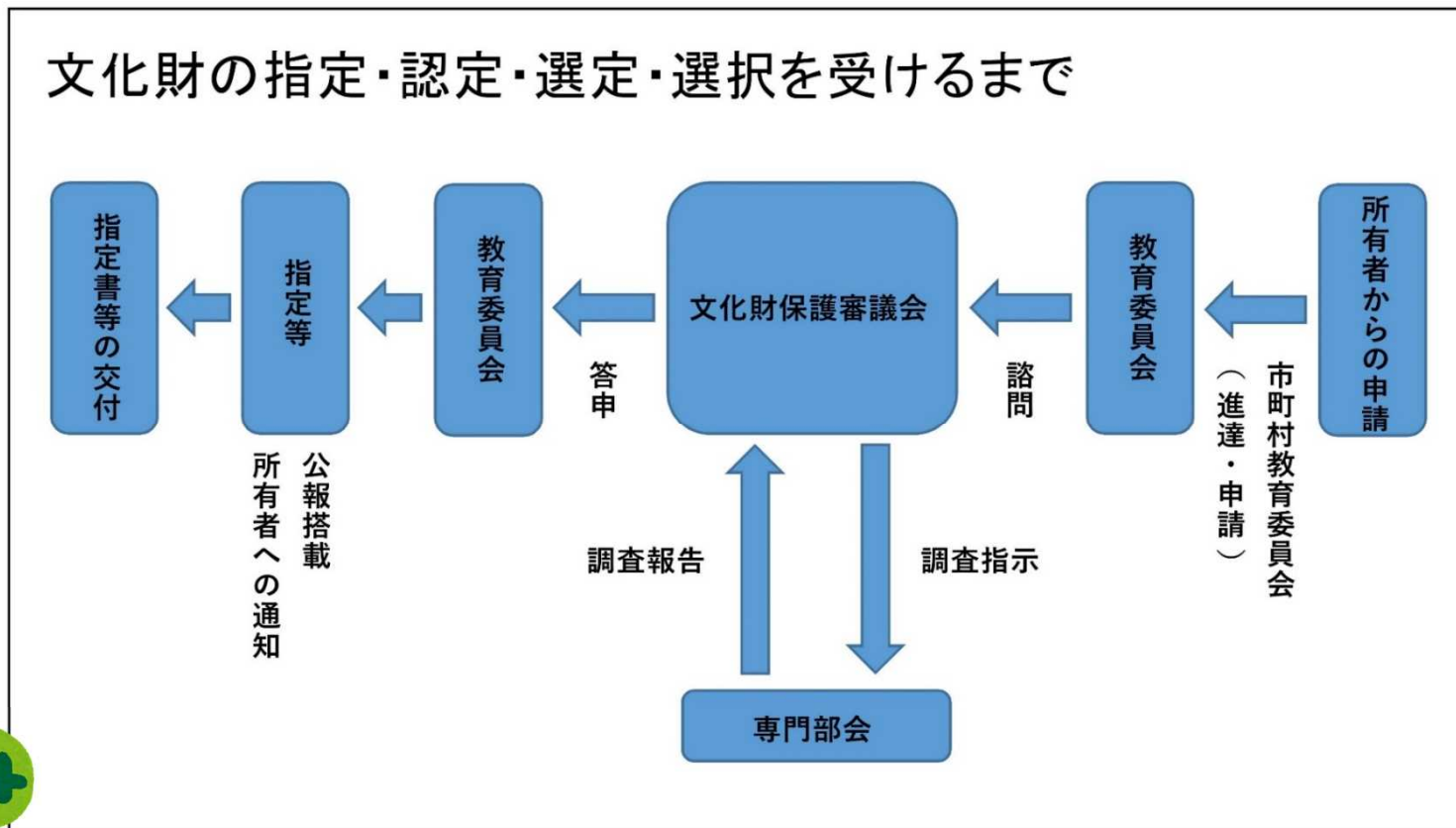
- 文化財保護法に基づく文化財の指定・選定・登録は、文部科学大臣が文化審議会に諮問し、その答申を受けて行うこととされている。(下図参照)



1. 文化財指定の要件・手続き

1-3. 文化財指定等の手続き(沖縄県)

- 沖縄県文化財保護条例に基づく文化財の指定・認定・選定・選択は、教育委員会が文化財保護審議会に諮問し、その答申を受けて行うこととされている。(下図参照)



ポイント

県指定文化財の指定の条件については特に定めはないが、おおむね以下の要件を備えていることが望ましい。

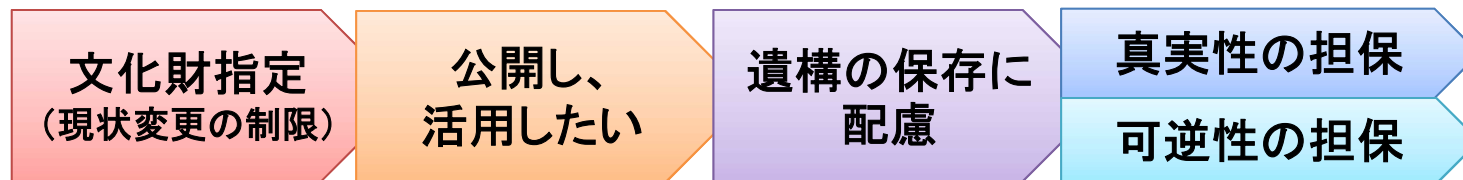
- (1) 市町村指定文化財であること。
- (2) 文化財としての価値が研究されていること。
- (3) 無形文化財については、保存会が整備されていること。
- (4) 土地を伴う文化財(史跡、名勝、天然記念物)については、指定地の範囲が明確になるもの。

(出典: 沖縄県教育庁文化課1998『沖縄県文化財保護の手引き 改訂版』)

2. 第32軍司令部壕を文化財指定する際の課題

2-1. 文化財指定と壕内公開(安全対策)の両義性

- 第32軍司令部壕を文化財に指定した場合、文化財保護法及び沖縄県文化財保護条例上、**最も強い保護措置(現状変更の制限等)**が執られる。
- 文化財指定後に同壕を公開し活用する場合は、**遺構の保存に配慮**しながら行うことが前提となる。
- 同壕の保存や活用に伴い整備を行う場合は、遺跡のオリジナル部分が確認できる状態(**真実性の担保**)とし、さらには元に戻せる手法(**可逆性の担保**)を用いることが望ましい。



2-2. 文化財指定と調査の必要性

- 文化財指定を行うには、遺跡を評価するための調査が必要となる。
- 現時点における第32軍司令部壕の場合は、3次元で図化できるレーザー測量調査(壕内)及び床面の構造等を確認するための試掘調査が考えられる。
- ただし、両調査とも壕内での作業であることから、**崩落や酸欠を回避する安全対策**が前提となる。
- 加えて、測量・試掘調査における光源の確保や発生土の処理など、**閉塞空間特有の問題**がある。



- 第32軍司令部壕の約半分は、史跡「**首里城跡**」や県指定史跡「**龍潭及びその周辺**」の**地下に所在**する。
- 当該箇所では掘削等の改変を伴う行為を行う場合は、文化財保護法第125条や沖縄県文化財保護条例第36条の規定に基づき、事前に文化庁や県教育委員会の許可が必要である。
- そのためには当該行為が**地上にある史跡の保存に影響を与えないことが前提**となる。

3. まとめ

3-1. 文化財指定で生じる効果 及び 制限

効果	【那覇市指定史跡等の場合】 <ul style="list-style-type: none">●現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の制限(那覇市文化財保護条例第34条)●管理・修理に関する経費を市が補助 (同条例第11条、第35条)
	【沖縄県指定史跡等の場合】 <ul style="list-style-type: none">●現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の制限(沖縄県文化財保護条例第36条)●管理・修理に関する経費を県が補助 (同条例第10条、第37条)
	【国指定史跡等の場合】 <ul style="list-style-type: none">●管理・復旧に関する経費を国が補助(文化財保護法第35条、第118条)●現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の制限 (同法第125条)●公有化(土地の買い取り)に関する経費を国が補助 (同法第129条)
制限	<ul style="list-style-type: none">●指定地内での現状変更等が制限されるため、自由な土地利用は困難●遺構に即した整備を除く改変行為(例:資料館等の設置・駐車場等便益施設の整備)も困難

3-2. 文化財の視点からみた「第32軍司令部壕の保存・公開」について

- チェック** ① 第32軍司令部壕は、文化財保護法上の「**記念物**」に該当する。
- チェック** ② 法令等の整備により、**指定要件を満たせば、文化財として指定**は可能である。
- チェック** ③ 文化財指定後は、**最も強い保護措置(現状変更の制限等)**が執られる。
- チェック** ④ 文化財指定後に整備する際は、**真実性及び可逆性を担保**する必要がある。
- チェック** ⑤ 壕内の発掘調査は安全対策を講じた上で、**掘削範囲を最小限にとどめる**必要がある。
- チェック** ⑥ 壕内で現状の改変を行う場合は、**地上の史跡に影響を与えないことが前提**となる。